



富山県ふぐの取扱いに関する条例（平成22年富山県条例第18号）第12条の規定により、令和5年度富山県ふぐ処理師試験を次のとおり実施するので公示する。

令和5年9月4日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 試験日時及び場所

(1) 日時 令和5年11月11日（土）、11月12日（日）

(2) 場所 富山市神通町二丁目12番20号

富山県立雄峰高等学校 教室及び調理室

## 2 受験手続

(1) 受験願書の配布期間及び配布場所

令和5年10月10日（火）まで、富山県厚生部生活衛生課、富山県内の厚生センター及び厚生センター支所で配布する。（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）  
また、富山県のホームページに掲載する。

(2) 提出書類等

ア ふぐ処理師試験受験願書（富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則で定める様式）

イ 写真票（出願前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載し、受験案内で定める様式に貼付したもの。）

(3) 受験手数料

14,000円（当該手数料相当額の富山県収入証紙を受験願書に貼ること。）

(4) 受験願書受付期間

令和5年9月26日（火）から10月10日（火）までの午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(5) 受験願書提出先

住所地が県内（富山市を除く。）の受験希望者は住所地を管轄する各厚生センター又は各厚生センター支所へ、住所地が富山市又は県外の受験希望者は富山県厚生部生活衛生課へ提出すること。

(6) 受験願書の提出方法

前号に掲げる提出先への持参によるものとする。（提出期間の午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。））ただし、住所地が県外の受験者は、郵送（簡易書留）によることも可能とする。

なお、郵送の場合は、令和5年10月10日（火）までの消印のあるものに限る。

### 3 問合せ先

県内の最寄りの厚生センター、厚生センター支所又は富山県厚生部生活衛生課（電話076-444-3230）に問い合わせること。

## 公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局北陸技術事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月4日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 作業種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

### 2 作業期間

令和4年7月29日から令和5年2月24日まで

### 3 作業地域

北陸地方整備局 管内（富山河川国道事務所 管内）

